

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月30日
【会社名】	コニカミノルタ株式会社 (旧会社名 コニカミノルタホールディングス株式会社)
【英訳名】	KONICA MINOLTA, INC. (旧英訳名 KONICA MINOLTA HOLDINGS, INC.)
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長 松崎 正年
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【電話番号】	03(6250)2080
【事務連絡者氏名】	経理部会計グループリーダー 中尾 太建
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【電話番号】	03(6250)2080
【事務連絡者氏名】	経理部会計グループリーダー 中尾 太建
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年4月1日をもって連結子会社であるコニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社、コニカミノルタアドバンストレイヤー株式会社、コニカミノルタオプティクス株式会社、コニカミノルタエムジー株式会社、コニカミノルタI J株式会社、コニカミノルタテクノロジーセンター株式会社、コニカミノルタビジネスエキスパート株式会社の7社を吸収合併いたしました。

これにより、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規程に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成25年4月1日

(2) 当該事象の内容

「提出理由」に記載のとおり、吸収合併した連結子会社であるコニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社、コニカミノルタアドバンストレイヤー株式会社、コニカミノルタオプティクス株式会社、コニカミノルタエムジー株式会社、コニカミノルタI J株式会社、コニカミノルタテクノロジーセンター株式会社、コニカミノルタビジネスエキスパート株式会社の7社から受け入れた純資産と、当社が所有する同社株式（抱合せ株式）の帳簿価額との差額を「抱合せ株式消滅差益」として特別利益に計上いたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成26年3月期の個別財務諸表において特別利益（抱合せ株式消滅差益）115,046百万円を計上いたします。なお「(2) 当該事象の内容」に記載した7社は当社の100%子会社であるため、連結財務諸表に与える影響はありません。